

仲裁法の一部を改正する法律案要綱

第一 暫定保全措置

一 暫定保全措置の定義（類型）及び発令要件

1 仲裁廷は、当事者間に別段の合意がない限り、仲裁判断があるまでの間、その一方の申立てにより、他方の当事者に対し、次に掲げる措置を講ずることを命ずることができるものとする。〔第二

二十四条第一項関係）

(一) 金銭の支払を目的とする債権について、強制執行をすることができなくなるおそれがあるとき、又は強制執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがあるときに、当該金銭の支払をするために必要な財産の処分その他の変更を禁止すること。

(二) 財産上の給付（金銭の支払を除く。）を求める権利について、当該権利を実行することができなくなるおそれがあるとき、又は当該権利を実行するのに著しい困難を生ずるおそれがあるときに、当該給付の目的である財産の処分その他の変更を禁止すること。

(三) 紛争の対象となる物又は権利関係について、申立てをした当事者に生ずる著しい損害又は急迫の

危険を避けるため、当該損害若しくは当該危険の発生を防止し、若しくはその防止に必要な措置をとり、又は変更が生じた当該物若しくは権利関係について変更前の原状の回復をすること。

- (四) 仲裁手続における審理を妨げる行為を禁止すること（五に掲げるものを除く。）。
- (五) 仲裁手続の審理のために必要な証拠について、その廃棄、消去又は改変その他の行為を禁止すること。

- 2 1の申立て（1(五)に係るものを除く。）をするときには、保全すべき権利又は権利関係及びその申立ての原因となる事実を疎明しなければならないものとする。 （第二十四条第二項関係）

二 暫定保全措置命令の担保

仲裁廷は、一1に掲げる措置を講ずることを命ずる命令（以下「暫定保全措置命令」という。）を発するに際し、必要があると認めるときは、相当な担保を提供すべきことを命ずることができるものとする。 （第二十四条第三項関係）

三 暫定保全措置命令の取消し等及び事情変更の開示命令

- 1 保全すべき権利若しくは権利関係又は一1の申立ての原因を欠くことが判明し、又はこれを欠くに

至ったときその他の事情の変更があつたときは、仲裁廷は、申立てにより、暫定保全措置命令を取り消し、変更し、又はその効力を停止することができるものとする。 (第二十四条第四項関係)

2 1の規定によるほか、仲裁廷は、特別の事情があると認めるときは、当事者にあらかじめ通知した上で、職権で、暫定保全措置命令を取り消し、変更し、又はその効力を停止することができるものとする。 (第二十四条第五項関係)

3 仲裁廷は、1の事情の変更があつたと思料するときは、当事者に対し、速やかに当該事情の変更の有無及び当該事情の変更があつたときはその内容を開示することを命ずることができるものとする。 (第二十四条第六項関係)

4 暫定保全措置命令の申立てをした者 (四1において「申立人」という。) が3の規定による命令に従わないときは、1の規定の適用については、1の事情の変更があつたものとみなすものとする。 (第二十四条第七項関係)

四 暫定保全措置命令に係る損害賠償命令

1 仲裁廷は、三1又は三2の規定により暫定保全措置命令を取り消し、変更し、又はその効力を停止

した場合において、申立人の責めに帰すべき事由により暫定保全措置命令を発したと認めるときは、暫定保全措置命令を受けた者の申立てにより、当該申立人に対し、これにより当該暫定保全措置命令を受けた者が受けた損害の賠償を命ずることができるとすること。ただし、当事者間に別段の合意がある場合は、この限りでないものとする。こと。（第二十四条第八項関係）

2 1の規定による命令は、仲裁判断としての効力を有するものとする。こと。（第二十四条第九項関係）

五 暫定保全措置命令の命令書等

暫定保全措置命令の命令書等について、仲裁法第三十九条の所要の規定を準用するものとする。こと。

（第二十四条第十項関係）

六 暫定保全措置命令の執行

1 暫定保全措置命令の執行等認可決定

(一) 暫定保全措置命令（仲裁地が日本国内にあるかどうかを問わない。以下六において同じ。）の申立てをした者は、当該暫定保全措置命令を受けた者を被申立人として、裁判所に対し、次に掲げる

区分に応じ、次に定める決定（以下「執行等認可決定」という。）を求める申立てをすることができるものとする。 （第四十七条第一項関係）

(1) 暫定保全措置命令のうち一(一)に掲げる措置を講ずることを命ずるもの 当該暫定保全措置命令に基づく民事執行を許す旨の決定

(2) 暫定保全措置命令のうち一(一)、(二)、(四)又は(五)に掲げる措置を講ずることを命ずるもの 当該暫定保全措置命令に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときに3(一)の規定による金銭の支払命令を発することを許す旨の決定

(二) (一)の申立てをするときは、暫定保全措置命令の命令書の写し、当該写しの内容が暫定保全措置命令の命令書と同一であることを証明する文書及び暫定保全措置命令の命令書（日本語で作成されたものを除く。以下(二)において同じ。）の日本語による翻訳文を提出しなければならないものとする。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、被申立人の意見を聴いて、暫定保全措置命令の命令書の全部又は一部について日本語による翻訳文を提出することを要しないものとする。 （第四十七条第二項関係）

(三) (一)の申立てを受けた裁判所は、仲裁廷又は裁判機関（仲裁地が属する国の法令（当該暫定保全措置命令に適用された法令が仲裁地が属する国以外の国の法令である場合にあっては、当該法令）により当該国の裁判機関がその権限を有する場合に限る。）に対して暫定保全措置命令の取消し、変更又はその効力の停止を求める申立てがあつたことを知つた場合において、必要があると認めるときは、(一)の申立てに係る手続を中止することができるものとする。この場合において、裁判所は、(一)の申立てをした者の申立てにより、被申立人に対し、担保を立てるべきことを命ずることができるものとする。（第四十七条第三項関係）

(四) (一)の申立てに係る事件は、次に掲げる裁判所の管轄に専属するものとする。（第四十七条第四項関係）

(1) 仲裁法第五条第一項各号に掲げる裁判所

(2) 請求の目的又は差し押さえることができる被申立人の財産の所在地を管轄する地方裁判所

(3) 東京地方裁判所及び大阪地方裁判所（仲裁地、被申立人の普通裁判籍の所在地又は請求の目的若しくは差し押さえることができる被申立人の財産の所在地が日本国内にある場合に限る。）

(五) (一)の申立てに係る事件についての移送の裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。 (第四十七条第五項関係)

(六) 裁判所は、(七)又は(八)の規定により(一)の申立てを却下する場合を除き、執行等認可決定をしなければならないものとする。 (第四十七条第六項関係)

(七) 裁判所は、(一)の申立てがあつた場合において、次に掲げる事由のいずれかがあると認めるとき(1)から(8)までに掲げる事由にあつては、被申立人が当該事由の存在を証明した場合に限る。)に限り、当該申立てを却下することができるものとする。 (第四十七条第七項関係)

(1) 仲裁合意が、当事者の行為能力の制限により、その効力を有しないこと。

(2) 仲裁合意が、当事者が合意により仲裁合意に適用すべきものとして指定した法令(当該指定がないときは、仲裁地が属する国の法令)によれば、当事者の行為能力の制限以外の事由により、その効力を有しないこと。

(3) 当事者が、仲裁人の選任手続又は仲裁手続(暫定保全措置命令に関する部分に限る。(4)及び(6)において同じ。)において、仲裁地が属する国の法令の規定(その法令の公の秩序に関しない規

定に関する事項について当事者間に合意があるときは、当該合意）により必要とされる通知を受
けなかったこと。

(4) 当事者が、仲裁手続において防御することが不可能であったこと。

(5) 暫定保全措置命令が、仲裁合意若しくは暫定保全措置命令に関する別段の合意又は暫定保全措
置命令の申立ての範囲を超える事項について発せられたものであること。

(6) 仲裁廷の構成又は仲裁手続が、仲裁地が属する国の法令の規定（その法令の公の秩序に関しな
い規定に関する事項について当事者間に合意があるときは、当該合意）に違反するものであつた
こと。

(7) 仲裁廷が暫定保全措置命令の申立てをした者に対して相当な担保を提供すべきことを命じた場
合において、その者が当該命令に違反し、相当な担保を提供していないこと。

(8) 暫定保全措置命令が、仲裁廷又は(三)に規定する裁判機関により、取り消され、変更され、又は
その効力を停止されたこと。

(9) 仲裁手続における申立てが、日本の法令によれば、仲裁合意の対象とすることができない紛争

に関するものであること。

(10) 暫定保全措置命令の内容が、日本における公の秩序又は善良の風俗に反すること。

(八) (七)(5)に掲げる事由がある場合において、当該暫定保全措置命令から(七)(5)に規定する事項に関する

部分を区分することができるときは、当該部分及び当該暫定保全措置命令のその他の部分をそれぞれ独立した暫定保全措置命令とみなして、(七)の規定を適用するものとする。 (第四十七条第八

項関係)

(九) 執行等認可決定は、確定しなければその効力を生じないものとする。 (第四十七条第九項関係)

(十) 仲裁法第四十四条第四項及び第七項の規定は、(一)の申立てについての決定について準用するものとする。 (第四十七条第十項関係)

2 暫定保全措置命令に基づく民事執行

暫定保全措置命令(一)(三)に掲げる措置を講ずることを命ずるものに限る。)は、1の規定による執行等認可決定がある場合に限り、当該暫定保全措置命令に基づく民事執行をすることができるもの

とすること。（第四十八条関係）

3 暫定保全措置命令に係る違反金支払命令

- (一) 裁判所は、暫定保全措置命令（一1(一)、(二)、(四)又は(五)に掲げる措置を講ずることを命ずるものに限る。以下3において同じ。）について確定した執行等認可決定がある場合において、当該暫定保全措置命令を受けた者（以下3において「被申立人」という。）がこれに違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該暫定保全措置命令の申立てをした者（六）において「申立人」という。）の申立てにより、当該暫定保全措置命令の違反によって害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度を勘案して相当と認める一定の額の金銭の支払（被申立人が暫定保全措置命令に違反するおそれがあると認めるときは、被申立人が当該暫定保全措置命令に違反したことを条件とする金銭の支払）を命ずることができるものとする。（第四十条第一項関係）

- (二) 裁判所は、(一)の規定にかかわらず、(一)の規定による金銭の支払命令（以下3において「違反金支払命令」という。）を、執行等認可決定と同時にすることができるものとする。この場合にお

いては、違反金支払命令は、執行等認可決定が確定するまでは、確定しないものとする。 (第四十九条第二項関係)

(三) (一)の申立てに係る事件は、執行等認可決定をした裁判所及び1(一)の申立て(1)(2)に係るものに限る。(四)において同じ。)に係る事件が係属する裁判所の管轄に専属するものとする。 (第四十九条第三項関係)

(四) 裁判所は、(二)前段の規定に基づき、違反金支払命令を執行等認可決定と同時にした場合において、執行等認可決定を取り消す裁判が確定したとき又は1(一)の申立てが取り下げられたときは、職権で、違反金支払命令を取り消さなければならぬものとする。 (第四十九条第四項関係)

(五) 違反金支払命令は、確定しなければその効力を生じないものとする。 (第四十九条第五項関係)

(六) 違反金支払命令により命じられた金銭の支払があつた場合において、暫定保全措置命令の違反により生じた損害の額が支払額を越えるときは、申立人は、その超える額について損害賠償の請求をすることを妨げられないものとする。 (第四十九条第六項関係)

(七) 違反金支払命令が発せられた後に、仲裁廷又は1(三)に規定する裁判機関により、暫定保全措置命令が取り消され、変更され、又はその効力を停止されたときは、違反金支払命令を発した裁判所は、被申立人の申立てにより、違反金支払命令を取り消すことができるものとする。 (第四十九條第七項關係)

(八) 1(三)の規定は(一)の申立てについて、仲裁法第四十四條第四項及び第七項の規定は(一)及び(七)の申立てについての決定について、それぞれ準用するものとする。 (第四十九條第八項關係)

第二 仲裁合意の方式

書面によらないでされた契約において、仲裁合意を内容とする条項が記載され、又は記録された文書又は電磁的記録が当該契約の一部を構成するものとして引用されているときは、その仲裁合意は、書面によつてされたものとみなすものとする。 (第十三條第六項關係)

第三 仲裁手続に関して裁判所が行う手続

一 管轄

1 仲裁法第五條第一項の規定にかかわらず、仲裁地が日本国内にあるときは、仲裁法の規定により裁

判所が行う手続に係る申立ては、東京地方裁判所及び大阪地方裁判所にもすることができるとすること。（第五条第二項関係）

2 仲裁地が定まっていない場合における裁判所の関与及び裁判所による証拠調べの実施を求める申立てに係る事件は、東京地方裁判所及び大阪地方裁判所の管轄にも属するものとする。（第八条第二項第二号及び第三十五条第三項第四号関係）

3 仲裁判断の執行決定を求める申立てに係る事件は、仲裁地、被申立人の普通裁判籍の所在地又は請求の目的若しくは差し押さえることができる被申立人の財産の所在地が日本国内にある場合には、東京地方裁判所及び大阪地方裁判所の管轄にも属するものとする。（第四十六条第四項第三号関係）

二 移送

裁判所は、仲裁法第五条第三項の規定により管轄する事件について、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、当該事件の全部又は一部を同項の規定により管轄権を有しないこととされた裁判所に移送することができるものとする。（第五条第五項関係）

三 仲裁判断の執行決定を求める申立てにおける仲裁判断書の翻訳文の提出の省略

仲裁判断の執行決定を求める申立てについて、裁判所は、相当と認めるときは、被申立人の意見を聴いて、仲裁判断書（日本語で作成されたものを除く。）の全部又は一部について日本語による翻訳文を提出することを要しないものとする事ができるものとする事。 （第四十六条第二項ただし書関係）

第四 その他

その他所要の規定を整備するものとする事。

第五 附則

一 施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする事。 （附則第一条関係）

2 この法律の施行に伴う所要の経過措置を定めるものとする事。 （附則第二条から第四条まで関係）

二 関係法律の整備等

この法律の施行に伴い、民事訴訟費用等に関する法律等の関係法律の規定の整備等をするものとする
こと。(附則第五条から第七条まで関係)